

農地の貸し借り [新規設定]

利用権(「賃借権」、「使用貸借による権利」)の設定

使用する用紙は、

- 利用権設定等農用地利用集積計画書
- 利用権設定等農用地利用集積申出書 です

利用権設定 (移転・転貸及び経営受委託を除く) 関係農用地利用集積計画書

1. 各筆明細

公告年月日: 平成 20 年 7 月 27 日	住所 (フリガナ) ナガノ シノブホ ワカチ	氏名又は名称	TEL (026) 282-9999	地区	世帯	地区名
利用権の設定を受ける者 (借受人) (A) 200038	長野市若穂綿内 16	土屋 一郎	M・T・S 40・8・20	1		綿内
利用権を設定する者 (貸与人) (B) ④-1 新規 ④-2 再設定	住所 (フリガナ) スガキ シノブ	山田 三男	M・T・S 15・7・17	2		須高

前受付コード (再設定の場合) ④-2	利用権を設定する土地 (C)			設定する利用権 (D)			利用権を設定する土地の (B) (B) 以外 の権原者等 (F)			備考							
	大字	地番	現況地目	面積	利用権の種類	内容 (利用目的作物名等)	始期	終期	存続期間		10の当り の借賃	借質の 支払方法	利用権設定等 促進事業の受 け手となる利用権 設定等に係る 当事者間の法 律関係 (E)	住所	氏名又は 名称	権原の 種類	同意印
1	井上	柳田	516	田	1,200	賃借権	水稲	20.8.1	30.7.31	10	口座	須坂市井上65	山田 万作	所有権		()	
1	井上	下田 (仮16)	211	樹	672 (700)	⑥	りんご	"	"	"	現金	"	"	⑧			
1	井上	川島	600	田	500 (215)	"	水稲	"	"	"	米3俵	"	"	"			
1	井上	山下	450	畑	700	使用貸借権	はくさい	"	"	"	無償	使用貸借	"	"			

2. 共通事項、注意事項: 裏面のとおりに
3. 利用権の設定を受ける者 (借受人) の農業経営の状況等

利用権の 設定等を受 ける者の土地 年間農作 業従事日 数	今利用権 設定等を受 ける者の土地 面積 (A)	現在耕作又は賃借の事業に供 している農用地の面積 (B)	主たる経営 目的 (販売額が第 1位の作物) (C)	世帯員 (構成員) の農作業従事者及び雇用労働力の状況 (D)			主な家畜の飼養の 状況 (E)			主な農機具の所有の 状況 (F)							
				世帯員 (構成員)	農 業 専 従 者 () 内はうち16歳以上60歳未満の者	雇用労働力 (年間延日数)	畜 種	頭 羽 数	機 械 名 数	日	乳 牛	3	トラクター (20FS)	1			
300	2,772	15,000	水稲	2人	男 2人 (1人) 女 2人 (人)	60											
	採草放牧地	4,500			主として農業 に従事する者 ()												
	その他	19,500		2人	従として農業 に従事する者 ()												
	採草放牧地																

- ① 必ず記入してください。
- ② 5ケタの数字で構成してください。
- ③ 9～10ページ参照。
- ④-1 利用権設定する土地が「新規」の場合は「1」を、「再設定」の場合は「2」を選択してください。
なお、設定する土地に1筆でも再設定がある場合には、「2. 再設定」を選択してください。
- ④-2 再設定される農地の前回受付コードを記入してください。
- ⑤ 土地登記簿の地目ではなく、現況地目を記入してください。
- ⑥ 面積は、「土地登記簿」によるものとし、土地登記簿の面積が著しく事実と相違する場合や、土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を () 書きで下に記入してください。
なお、当センターでは () 内の実測面積を入力します。
⑦ 始期は、公告年月日と同日又は公告日以降の日付となります。
- ⑧ 借賃は10a当たりの金額を記入してください。
なお、全体支払額を記入する場合は「全体」と記入した上で、金額を記入してください。
また、物納の場合は「米3俵」など具体的に記入してください。
- ⑨ 今回利用権を設定する土地については、(A) 欄に記入されず、(B) 欄には含まないでください。

(記入例1 裏面)

1 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各条明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 借置の支払猶予
利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借置の支払期限までに借置の支払を怠る事ができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

- (2) 借置の減額
利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各条明細に定められた借置の額が、災害その他の不可抗力により農地法(昭和27年法律第229号)第24条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対してその割合に相当する額になるまで借置の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

- (3) 解約に当たっての相手方の同意
甲及び乙は1の各条明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

- (4) 転貸又は譲渡
乙はあらかじめ市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

- (5) 修繕及び改良
ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

- イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

- (6) 租税公課の負担
ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づき共済金及び賠償金を負担する。

- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

- (7) 目的物の返還
ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から 日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費の償還請求があった場合においては、増価額)の償還を請求することができる。

- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

- (8) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

- (9) 利用権取得者の責務
乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならぬ。

100 その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

2 各条明細にかかると記載注意

- (1) この各条明細は、利用権設定の当業者ごとに別案とする。利用権の設定を受ける者が同一で、利用権を設定する者が異なる場合には整理番号を付して整理する。

- (2) 〇欄は、大文字別に記載する。

- (3) 〇欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2記載する。なお、1条の一部について利用権が設定される場合には、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡と記載し、当該部分特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。

- (4) 〇欄の「利用権の種類」は、「賃借権」等と記載する。

- (5) 〇欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農薬用施設用地(畜舎)として利用等)を記載し、水田薬作を目的とする賃借権等の場合はその利用期間も併記する。

- (6) 〇欄の「存続期間(後期)」は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇日(始期)から〇〇年〇月〇日〇日まで」と記載する。

- (7) 〇欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間満地の場合は、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。

- (8) 〇欄の「借賃の支払い方法」は、借賃の支払期限と支払方法(例えば、毎年〇月〇日までに〇〇〇〇〇〇の〇〇名義の貯金口座に振り込み等)を記載する。

- (9) 〇欄の「担保の種類」は、「利用権の種類」に対応して「真賃借」等と記載する。

- (10) 〇欄の「担保」は、担保以外の担保者がいないときは記入を要しない。

- (11) 〇欄の「同意」については、(4)欄、(5)欄及び(6)欄に同意を捺印することによって、かえることができる。

- (12) 備考欄は、当該土地の利用権設定が農業団法第10条第3項に規定する信託に係るものである場合は、信託附随である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記載する。

3 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等にかかると記載注意

- (1) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る他の計画書中にその記載があれば、他はその記載を要しない。

- (2) 〇欄は、同一公告に係る計画によって、利用権等の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。

- なお、「その他」には、開放林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。

- (3) 〇欄は、主たる経営目的を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。

- (4) 〇欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上の者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね80-149日者の者をいう。

利用権設定・移転申出書

市町村 様

年 月 日

別紙 計画書のとおり、農業経営基盤強化促進法により

賃借権の移転をしたいので、申し出ます。

* 下記事項を簡易了解の上で、申出書、計画書を提出して下さい。
 1 この申出書及び計画書は、市町村若しくは市町村農業委員会、市町村若しくは市町村農業委員会に送付され、電算入力されます。
 2 契約期間満了時に、「契約期間満了のお知らせ」及び「申出書送付済」の通知が、センターから市町村若しくは農業委員会に送付されます。
 3 センターで電算処理する情報は、農林水産省が毎年実施する「土地管理情報収集分析調査」(農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定等促進条例等に基づき)により、1年間に1回だけ農地の権利が移動したのかを調べる調査)に使用します。
 4 この情報の取り扱いについては、長野県個人情報保護条例(平成3年3月14日付長野県条例第2号)に基づき、万全を期して対応することとし、目的外の利用は一切いたしません。

農業委員会からの要請	受付	年	月	日
農協からの申出	受付	年	月	日
改善団体からの申出	受付	年	月	日
土地改良区からの申出	受付	年	月	日

利用権の設定を受ける者(借受人)	氏名又は名称	電話番号	備考
市町村	綿内 一郎	282 - 9999	
市町村	井上 三男	245 - 1111	

<input type="checkbox"/> 農年終保険済者	<input type="checkbox"/> 農年終保険済者
<input type="checkbox"/> 農年終納税済者	<input type="checkbox"/> 農年終納税済者

1. 通作距離

1km未満	①
1~10km	②
10~20km	3
20~30km	4
30km以上	5

(注) 一番面積の大きい森までの距離

2. 権利の種類

賃借権設定(通年)	①
賃借権設定(期間借地)	②
賃借権の移転	3
使用貸借による権利設定(通年)	4
使用貸借による権利設定(期間借地)	5
地上権・永小作権・賃借権の設定・移転	6
経営受委託	7
その他の使用収益を目的とする権利の設定・移転	8
	9

3. 借受人の分類

個人	①
世帯員	②
その他	3
農業生産法人	4
合 農公社	5
理 市町村	6
人 化 農協	7
法 市町村公社	8
農協	9
市町村	10
その他	

(注) 個人が借受人となる場合は、土地利用権の移転等を除いて、通常は2(その他)とする。
 又、再設定の場合は2(その他)とする。

4. 貸付人の分類

個人	①
農業生産法人	2
合 農公社	3
理 市町村	4
人 化 農協	5
法 市町村公社	6
農協	7
市町村	8
その他	

5. 中核農家の該当

借受人	該当する	①
	該当しない	2

(注) 法人は「(該当しない)」とする。「中核農家」とは60歳未満の専従者(自営農業に160日以上従事する者)のいる農家である。

6. 権利の設定、移転の事由

経営移転年金の受給のため	1
農業廃止	2
兼業による経営縮小	③
高齢化による経営縮小	4
病気で労力不足	5
耕作不陸・低生産地のため	6
集約調整への転換のため	7
相手方の要請	8
その他	9

(注) 「経営移転年金の受給のため」に該当する権利移転の場合は、他の事由に該当する場合は、他の事由を優先させる。

7. 経営農地面積

不 耕 作	借受人	貸付人
0.3ha未満	1	1
0.3~0.5	2	2
0.5~0.7	3	3
0.7~1.0	4	4
1.0~1.5	5	⑤
1.5~2.0	6	6
2.0~2.5	7	7
2.5~3.0	8	8
3.0~5.0	9	9
5.0~7.5	10	10
7.5~10.0	11	11
10.0~15.0	12	12
15ha以上	13	13
	14	14

(注) 農業生産法人以外の法人は1(不耕作)とする。
 経営農地面積は移動前の規模とする。

8. 担い手の区分

借受人	認定農業者	①
	基本構成員(準)到達者	2
	今後育成すべき農業者	3

- ① 計画書で記入した地区コード若しくは地区名と移動する名称を記入してください。
- ② 申出された際、受付で確認してください。
- ③ 15~17ページ参照。

「利用権設定等農用地利用集積計画書」
記入上の留意事項

項 目	内 容										
受付コード	<p>この欄は「歴年単位（1月1日～12月31日）」で、受付順に通し番号で記入してください。（「新規設定」、「再設定」、及び「利用権移転関係農用地利用集積計画書」で使用するコードは通し番号となります。）</p> <p>コードは5ケタの数字とし、構成は「上2ケタ」が暦年で、「下3ケタ」は受付順の番号をつけてください。</p> <p>例えば、平成20年の公告第1号は「20001」となり、第2号は「20002」・・・となり、最終は「20999」となります。</p> <p style="text-align: center;">[例] 平成20年の14番目の公告</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 0 10px;">2</td> <td style="text-align: center; padding: 0 10px;">0</td> <td style="text-align: center; padding: 0 10px;">0</td> <td style="text-align: center; padding: 0 10px;">1</td> <td style="text-align: center; padding: 0 10px;">4</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">暦年番号</td> <td colspan="3" style="text-align: center; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">受付番号</td> </tr> </table>	2	0	0	1	4	暦年番号		受付番号		
2	0	0	1	4							
暦年番号		受付番号									
登 録	<p>利用権設定する土地が、新規設定（新規の申出）の場合は、「1. 新規」に、再設定の場合は、「2. 再設定」に○印をしてください。</p> <p>なお、設定する土地に、1筆でも再設定となる土地がある場合には、「2. 再設定」を選択してください。</p> <p>また、再設定する筆には、前回受付コード（当センターから送付する「終期管理台帳」に打ち出されているコード）を記載してください。</p>										
公告年月日	<p>利用集積計画書が公告された年月日を記入してください。</p>										
区 分	<p>3ケタの数字で構成してください。</p> <p>最初の1ケタは用紙に印刷されていますので、2ケタ目以降を次により記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内居住者は 00を記入 ・ 県内の隣接する他市町村の居住者は 11を記入 ・ 県内の隣接しない他市町村の居住者は 12を記入 ・ 県外の隣接する他市町村の居住者は 13を記入 ・ 県外の隣接しない他市町村の居住者は 14を記入 										
地 区	<p>3ケタの数字で構成してください。</p>										

項 目	内 容
世 帯	<p>番号は、各市町村又は農業委員会で利用しやすいように設定してください。他の台帳で既に地区番号が設定されている場合は、それと連動させると便利です。</p> <p>なお、借受人、貸付人が、市町村、市町村公社、農業協同組合、長野県農業開発公社の場合は、次により記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村は 6 6 6 を記入 ・ 市町村公社は 7 7 7 を記入 ・ 農業協同組合は 8 8 8 を記入 ・ 長野県農業開発公社は 9 9 9 を記入 <p>上記には関係がなく、必要性がない場合には、空欄のまま提出してください。</p> <p>10ケタの数字で構成してください。</p> <p>番号は、各市町村又は農業委員会で利用しやすいように設定してください。他の台帳で既に地区番号が設定されている場合は、それと連動させると便利です。</p> <p>なお、借受人、貸付人が、市町村、市町村公社、農業協同組合、長野県農業開発公社の場合は、次により記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村は 6666666666(10ケタ)を記入 ・ 市町村公社は 7777777777(10ケタ)を記入 ・ 農業協同組合は 8888888888(10ケタ)を記入 ・ 長野県農業開発公社は 9999999999(10ケタ)を記入 <p>上記には関係がなく、必要性がない場合には、空欄のまま提出してください。</p>
地 区 名	<p>借受人、貸付人が居住する地区名を記入してください。</p> <p>前述の「地区」欄で3ケタのコードを記入した場合は、連動する地区の名称を記入してください。</p>
前 回 受 付 コ ー ド	<p>利用権を設定する土地が、再設定となるものについては、前回の受付コード（当センターから送付する「終期管理台帳」に打ち出されたコード）を記入してください。</p> <p>なお、再設定の手続きについては、出来る限り、当センターから送付する利用権設定等農用地利用集積計画書・同申出書（前回の契約内容が電算打出しされている計画書・申出書）を利用いただきますようお願いいたします。その利用方法等については、18ページ以降を参照してください。</p>
区 域	<p>利用権を設定する土地の所在が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興地域の農用地区域の場合は 1 ・ 市街化区域の場合は 2 ・ その他の場合は 3

項 目	内 容																								
利用権を設定する土地の所在	<p>大字、字、地番までを楷書で強く記入してください。 なお、同一地番の土地を、複数の者が分割利用（共有でなく、各人が利用権設定）する場合は、地番のあとに、A、B、Cなどの符号をつけるとともに、面積欄に活用の形態を記入してください。</p> <p>[例] 長野市南長野幅下55の土地を、X氏、Y氏、Z氏の3人が分割利用する場合</p> <p>・ X氏（1,000㎡のうち、250㎡を利用）の計画書</p> <table border="1" data-bbox="587 654 1390 848"> <thead> <tr> <th>大字</th> <th>字</th> <th>地番</th> <th>面積 ㎡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南長野</td> <td>幅下</td> <td>55A</td> <td>1000のうち 250</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ Y氏（1,000㎡のうち、450㎡を利用）の計画書</p> <table border="1" data-bbox="592 958 1394 1153"> <thead> <tr> <th>大字</th> <th>字</th> <th>地番</th> <th>面積 ㎡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南長野</td> <td>幅下</td> <td>55B</td> <td>1000のうち 450</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ Z氏（1,000㎡のうち、300㎡を利用）の計画書</p> <table border="1" data-bbox="596 1263 1399 1458"> <thead> <tr> <th>大字</th> <th>字</th> <th>地番</th> <th>面積 ㎡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南長野</td> <td>幅下</td> <td>55C</td> <td>1000のうち 300</td> </tr> </tbody> </table>	大字	字	地番	面積 ㎡	南長野	幅下	55A	1000のうち 250	大字	字	地番	面積 ㎡	南長野	幅下	55B	1000のうち 450	大字	字	地番	面積 ㎡	南長野	幅下	55C	1000のうち 300
大字	字	地番	面積 ㎡																						
南長野	幅下	55A	1000のうち 250																						
大字	字	地番	面積 ㎡																						
南長野	幅下	55B	1000のうち 450																						
大字	字	地番	面積 ㎡																						
南長野	幅下	55C	1000のうち 300																						
現況地目	<p>土地登記簿の地目でなく、実際の現況地目によって分類してください。</p> <p>従いまして、土地登記簿上の地目が「田」であっても、実際はりんごが栽培されて（果樹などの永年性樹木が植えられて）いるのであれば「樹園地」として記入してください。</p> <p>なお、現在の利用状況が臨時的・一時的なものである場合は、本来の利用目的が何であるかによって決めてください。</p> <p>■ 田 水を湛（たた）える設備を持った耕地をいいます。 「人工灌漑」、「自然に耕地が湛水されるような田」、「湧水田」、「陸田（もとは畑であったが、現在は畦畔をつくり水を湛えるようにしてある土地）」は、いずれも田となります。</p>																								

項 目	内 容
<p>利用権の種類</p>	<p>■ 畑 畑のなかから、「果樹園（りんご、みかん、もも、なしなどが栽培されている畑）」と、「その他樹園地（桑、茶、永年性樹木（果樹園を除く）が園地をなして栽培されている土地）」を除いたものをいいます。 牧草地も畑になります。ただし、永年牧草地は、「採草放牧地」となります。</p> <p>■ 樹園地 「果樹園（りんご、みかん、もも、なしなどが栽培されている畑）」及び、「その他樹園地（桑、茶、永年性樹木（果樹園を除く）が園地をなして栽培されている土地）」をいいます。</p> <p>■ 採草放牧地 農地以外の土地で、主として耕地や養畜のために採草や家畜の放牧を行っている土地のうち、播種後多年にわたり一度もすき返しを行っていない土地をいいます。 従いまして、主として耕作や養畜のために採草や家畜の放牧を行っている土地であっても、輪作あるいは改植のためにすき返した土地はここに含めないで畑に含めてください。</p> <p>■ 農業用施設用地等を利用権設定する場合 （14ページの「留意事項」をご覧ください）</p> <p>[参考]</p> <p>土地登記簿上の地目について</p> <p>現行登記制度で採用されている地目としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 田：農耕地で用水を利用して耕作する土地 ・ 畑：農耕地で用水を利用しないで耕作する土地 ・ 山林：耕作の方法によらないで竹木の生育する土地 ・ 牧場：獣畜を放牧する土地 ・ 原野：耕作の方法によらないで雑草、灌木類の生育する土地 ・ 宅地：建物の敷地及びその維持もしくは効用を果たすために必要な土地 <p>のほか、塩田、鉱泉地、池沼、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園、鉄道用地、学校用地、雑種地があります。</p> <p>借賃（小作料）を支払う場合（物納を含む）場合は「賃借権」、支払わない場合は「使用貸借権」と記入してください。</p>

項 目	内 容
始 期	<p>公告日と同日、若しくは、それ以後となります。</p>
法 律 関 係	<p>上記の「利用権の種類」に応じて記入してください。 「賃借権」の場合は「賃貸借」、「使用貸借権」の場合は「使用貸借」と記入してください。</p>
利用権を設定する土地の(B)以外の権原者等	<p>貸付人以外に当該土地について、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借権、又はその他の使用及び収益を目的とする権利（相続権を含む）を有する者がいる場合は、この欄に記入してください。</p>

[留意事項]

■ 「利用権設定等促進事業の対象となる土地」と「現況地目」の記載について

- * 利用権設定等促進事業の対象となる土地は、「農用地」のほか、「混牧林地」、
「農業用施設用地」、「農業用施設用地の開発用地」があります。

「農用地」を利用権設定する場合の現況地目の記載方法は前述のとおりですが、
農用地以外を利用権設定する場合には、「現況地目」欄には、次のとおり記載し
てください。

- ・ 混牧林地 「混」
- ・ 農業用施設用地 「施」
- ・ 農業用施設用地の開発用地 . . . 「開」

* 用語の定義

- ・ 農用地
農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定している土地で、農地法
第2条第1項に規定する「農地」及び「採草放牧地」に該当するものです。
- ・ 混牧林地
農業経営基盤強化促進法第4条第1項第2号の「木竹の生育に供され、併せ
て耕作又は養畜の事業のため採草又は家畜の放牧の目的に供される土地」であ
り、主として木竹の育成に利用されるものであって、従として耕作又は養畜の
事業のための採草又は家畜の放牧に供する土地であり、一般的には、造林地の
下草を家畜の飼料として採草又は放牧により畜産的利用に供する土地をいいま
す。
- ・ 農業用施設用地
農業経営基盤強化促進法第4条第1項第3号の「農業用施設の用に供される
土地」であり、この際の農業用施設とは、
① 農業用排水施設、農業用道路その他農用地又は混牧林地の保全又は利用
上必要な施設
② 畜舎、蚕室、温室、農産物集集荷施設、農産物乾燥・調製施設、農産物貯
蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、乾燥・調製、貯蔵、出
荷、加工処理又は販売の用に供する施設
③ たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納・修理施設その他これらに類する農
業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設
であり、およそ農業上の利用を目的とする施設の用に供されている全ての土
地が対象となります。
- ・ 農業用施設用地の開発用地
農業経営基盤強化促進法第4条第1項第4号の「開発して農用地又は農業用
施設の用に供される土地とすることが適当な土地」であり、現況が農用地又は
農業用施設用地以外の土地であって、「開発」とは、土地の区画形質の変更又
は建築物その他の工作物の新築、改築、若しくは増築をいいます。
従いまして、現況が宅地等の場合であっても、開発して農用地としたり、新
たに農業用施設用地とすることも考えられますが、現実には、山林原野等の農
用地開発用地（いわゆる未墾地）を開発する場合や、農用地を開発して（農地
転用をして）農業用施設用地とする場合がほとんどであると考えられます。

「利用権設定等農用地利用集積申出書」
記入上の留意事項

項 目	内 容
処理の経過	個人からの申出以外で「農業委員会からの要請」、「農協からの申出」、「農用地利用改善団体からの申出」、「土地改良区からの申出」があった場合については、その受付処理年月日を記入して下さい。
地 区 名	借受人、貸付人が居住する地区を記入してください。 (「農用地利用集積計画書」の「地区コード」欄及び「地区名」欄に連動する地区名を記入してください。)
チェック欄	この欄は、申出された際に受付で確認し、記入してください。 (支給停止及び猶予打切りにならないよう指導してもらうための欄です。)
通 作 距 離	<ul style="list-style-type: none"> ① 取得農地が複数の場合は、取得農地のうち面積の最も大きい集団農地までとします。 ② 取得者が農業生産法人以外の法人(例えば農業開発公社)の場合は空白としてください。
権利の種類	<ul style="list-style-type: none"> ① 賃借権設定(通年) 1年を通じて農地を借りる形態で、小作料の授受があるもの。 ② 賃借権設定(期間借地) 水田裏作など、1年に満たない一定の期間農地を借り、収穫が終われば直ちに返還する形態のもので、小作料の授受があるもの。 ③ 賃借権の移転 移転は、借主が貸主の承諾を得て、譲受人に承継させるものであり、借主は当該賃借権関係から離脱し、貸主と譲受人との間に新たに賃借権契約が結ばれる。 ④ 使用貸借による権利設定(通年) 1年を通じて農地を借りる形態で、小作料の授受がないもの。 ⑤ 使用貸借による権利設定(期間借地) 1年に満たない一定の期間農地を借り、収穫が終われば直ちに返還する形態のもので、小作料の授受がないもの。 ⑥ 使用貸借による権利移転 借主が貸主の承諾を得て、譲受人に承継させるものであり、借主は当該使用貸借関係から離脱し、貸主と譲受人との間に新たに使用貸借契約が結ばれる。

項 目	内 容
借受人の分類	<p>⑦ 地上権・永小作権・質権の設定・移転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地上権 他人の土地に「工作物」又は「竹木」を所有するため、その土地を使用する権利のこと。 ・ 永小作権 他人の土地で「耕作」又は「牧畜」を目的とする権利ですが（民法270条）、わが国の実際に行われる小作関係はほとんどすべてが賃貸借関係であって、永小作権は極めて僅かな部分に行われるにすぎないといわれています。 ・ 質権 債権者がその債権の担保として、債務者又は第三者から受け取った物（質物）を、債務が弁済されるまで留置し、債務が弁済されない場合にその物から優先的に弁済を受ける担保物件です（民法342条）。 <p>⑧ 経営受委託 受託農業経営の主宰権及び生産物の所有権並びに処分権は受託者に属し、委託農業経営者に係る損益は委託者に帰属します。すなわち、受託農業経営に係る危険負担は委託者が負うこととなります。</p> <p>■ 個人</p> <p>① 世帯員 権利の設定・移転を受ける者が、権利の設定・移転する者と住居及び生計を一にする6親等以内の親族である場合。</p> <p>② その他 権利の設定・移転を受ける者が、「世帯員」以外の個人の場合。 通常の借受人のほとんどは「その他」の項目に該当する。 同一人の再設定の場合も、「その他」となる。</p> <p>■ 法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産法人 農地法第2条7項に規定する法人で、農地等が保有することができない一般の農業法人とは区別する。
中核農家の該当	<p>① 60才未満の男子農業専従者（年間150日以上農業に従事する者）がいる農家は「該当する」とする。 なお、中核農家の判断は、権利取得者個人のみでなく、その世帯員も含めて行う。</p> <p>② 法人の場合は「該当しない」とする。</p>
権利の設定、移転の事由	<p>事由の中から1つだけ選択する。 なお、複数の事由が記入されている場合は、番号の早い方を優先させて入力します。</p>

項 目	内 容
経営農地面積	<p>経営農地面積の判断は、当該権利の設定、移転の前の農業経営の状態により行います。</p> <p>特に、留意する事項は次のとおりです。</p> <p>① 農業生産法人及び特定法人以外の法人が取得者になる場合は、「不耕作」とする。</p> <p>② 保有する採草放牧地は、経営農地に含めない。</p> <p>③ ヤミ小作地は、経営農地に含めない。</p> <p>④ 遊休農地であっても、完全に非農地化している場合を除き、経営農地に含める</p> <p>⑤ 利用権の再設定の場合は、終了と再設定の間に時間的ズレがあっても、当該権利移動にかかる農地も経営農地に含める。</p>

(注) 「中核農家の該当」は、平成19年分土地管理情報収集分析調査から調査対象外となっています。